

## 感染症の法と歴史

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2014-08-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 西迫, 大祐 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/16685">http://hdl.handle.net/10291/16685</a>

2013年度 法学研究科  
博士学位請求論文（要旨）

感染症の法と歴史

学位請求者 公法学専攻  
西迫 大祐

内容の要旨

1. 本研究の問題意識と目的

本研究は法が感染とどのように関わってきたのかを歴史的に探求するものである。対象の中心は、十八世紀から十九世紀にかけてのフランスである。本研究の対象とする感染は、語彙的に見れば共に触れることであり、人間が何かを伝染し、あるいは伝染されることを指している。したがって、感染という問題は共生する人間のあいだで起きる現象である。そして、共生の密度が濃いほうが何かを伝染される危険は高くなる。したがって、農村よりも都市のほうが、ある一つの場所に多数の人間が近い距離で生活していることを考えれば、感染の問題が起りやすくなるということになる。本研究ではパリやマルセイユといった都市で起きる感染の歴史を中心として考察している。マルセイユを襲ったペスト、パリを襲ったコレラがその代表だが、それ以外にも黄熱病、天然痘などが社会にどのような影響を与えたのかという歴史を見ながら、法がどのように関わってきたのかを考察している。

一八世紀のペスト、一九世紀のコレラに見られるように、伝染しあうという行為がもたらす結果は、破滅的なものである。何百という人々が数日のうちに亡くなっている。都市に生きる人々は伝染されるかもしれないという恐怖に晒されていた。感染という現象の特徴は、その広まる速さ、一度広まってしまうと手に負えないということ、そして伝染されるかもしれないという恐怖によって、人々が様々な行動に出ることがある。したがって、法はそれが広まる前に防ぐこと、すなわち予防や、感染が広まった時の対処、すなわち隔離や埋葬、人々の行動

を規制することを役割として担ってきた。

予防としては、船舶の乗組員や乗客の身体を港で一定期間拘束すること、すなわち検疫や、感染に罹りにくい環境をつくること、すなわち衛生、そして弱毒または無害の種を初めから体内に取り込み耐性をつくること、すなわち予防接種などを挙げることができる。しかし身体的拘束は個人に不自由を強いるし、衛生や予防接種に対して人々の不審を抱いていたし、予防接種には事故によって死亡してしまうという難点があった。したがって、法が感染が起きないようにこれらの予防措置を強制しようとするには、常に反対があり議論がなされてきた。それらを歴史的に考察していくことは本研究の主要目的である。

しかしながら、本研究では、この感染の特徴が影響を与えるより広い範囲についても考察している。十八世紀から十九世紀には、細菌学は存在せず、何が感染を惹き起こすのかということは分からなかったため、そのために多くの推論がなされてきた。伝染るかもしれない、それが破壊的な影響をもたらすかもしれないという恐怖は、さまざまな推測を生み出している。例えば十八世紀において、壊血病は感染する病だと考えられてきた。その理由は、戦艦や監獄、病院など多数の人間が狭い空間に集まるときには、その吐く息や汗がその空間の空気を腐敗させることで、壊血病を代表とする集団感染が生じると医師たちが推測したからである。同じく人間や墓地の悪臭は、その周りに住む人々に感染症を惹き起こすものだと考えられていた。これらの視点は十九世紀に受け継がれ、貧民宿や労働者の住む不衛生なバラックが都市に感染症をまき散らしていると考えられている。法は感染が広がる前にそれを食い止める

ことが重要な使命であるから、監獄改革や都市の衛生、墓地の移転命令などさまざまな規則や判例をつくりだしている。感染という現象がつくりだす問題の広がりを考えるためにも、不確実な状況の中で、法がいかなる決定をしてきたのかということを考えるためにも、感染の推測がつくりだす問題についても考察する。

また、一九世紀になると、精神的な感染という領域が現れてくる。悪習の感染であるとか、狂気の感染という現象である。このことについても同様の理由から考察している。

これまで述べてきた要旨と異なるのは第五章で取り上げている獣疫の問題である。これは動物から動物へと伝染る現象であり、都市よりも農村で多くの被害をもたらしたものである。確かに上述の問題関心とは逸れている。しかし、十八世紀のフランスに及ぼした大いなる被害は、感染についての医学的想像力に大きな影響を与え、それがその後の感染という現象への一つの視点を加えていることから、重要性を考慮して、取り上げている。

したがって、本研究では、十八世紀から十九世紀までのフランスで、実際に被害を及ぼした感染の法と歴史の考察と、感染を惹き起こすかもしれないと考えられてきた法と歴史の考察を重ねながら、感染と法という領域についての考察をするものである。

## 2. 本研究の構成ならびに各章の要約

本研究は歴史的な視野をもっている。そのため各章は時系列的に並んでいる。

序章では、都市統治と感染の歴史を俯瞰し、それが与えた影響について考察する。

第一章では、ロンドンで起きたペストへの対策として、パリに生まれた都市統治、ポリスについて考察する。一八世紀はじめに出版されたニコラ・ドラマルによる『ポリス要項』を参照しながら、一八世紀初頭において、感染という現象がどのようにとらえられていたのか、そしてポリスという都市統治がどのような予防策および感染対策をとっていたのかということ考察している。その過程でペスト予防と暴動の抑制が混ざり合い、貧民への大規模な監禁が行われたことを考察する。

第二章で考察するのは、一七二〇年マルセイユを襲ったペストについてである。一八世紀最初の大被

害をもたらしたペストについて、歴史的に考察しながら、マルセイユのペスト対策として、ロンドンで検疫法の改正の議論のなかで生み出された感染という現象についての視点について考察する。

第二部ではパリを中心として、感染の予防という病への視点に、衛生という健康への視点が導入されていくなかで、ポリスと専門家たる医師たちが結びつくプロセスについて考察する。

第三章および第四章では、ペストをもたらすとされた感染原子という想像上の物質が都市の人々の恐怖を招き、それが都市から除去されていく過程を考察する。第三章では、墓地というペストと結びつきやすい場所の悪臭が、医師たちによって危険であると判断され、行政によって郊外移転が命じられることを考察する。第四章では、監獄、病院、船舶など一つの場所に多数の人間が集まることで、空気の腐敗がもたらされるという想像力が、監獄改革、病院改革へと繋がっていく過程を考察する。

第五章および第六章では、死亡数を数的に比較することによって、可能な未来のうち、国家にとって有益な選択をするという新しい観念が導入されていく歴史について考察する。第五章で考察するのは獣疫の問題である。一八世紀には四回に渡ってヨーロッパに大被害をもたらす牛ペストに対して、国家がとった屠殺などの措置をめぐる議論のなかで、計算によって有用な選択をするべきだという観念が生まれてくることと、その結果として医学アカデミーが作られることを考察する。第六章では、予防接種について考察する。天然痘を予防するために、種痘という弱毒性の天然痘をあらかじめ伝染すという新しい予防策が生み出す議論を見ていく。特に種痘接種を禁止するかどうか法廷で争われたこと、および種痘接種の有効性を示すために統計学が社会的に応用されていくことについて考察する。

第七章で考察するのは、ジョルジュ・カバニスという哲学者についてである。一九世紀前半の公衆衛生学に多大なる影響を与えたカバニスの著作や政治的発言を見ながら、衛生が個人に介入するという事についてカバニスの思想を見ていくことで、一九世紀前半の公衆衛生学の基盤について明らかにしていく。

第三部では、コレラの時代である一九世紀を見ていく。第七章で考察するのは、黄熱病とコレラにつ

いてである。この時代から、黄熱病やコレラが感染するものではないという観点から、検疫や防疫線の実施は無意味であるという反対が表明されていく。一八二二年につくられる衛生法を巡る議論や、一八三二年のコレラを経て、しだいに衛生に観点が移る過程を考察する。

第九章で考察するのは、道徳的な感染の問題である。コレラがもたらした労働階級が住む地域の死亡率の高さは、その地区に住む人々が危険であるという衛生学者の観点を作り出した。身体的な危険は道徳的な危険への指摘に変化する。労働階級や彼らが住む地区における悪徳の感染が、犯罪や売春をつくりだすと考えられるようになり、一八五〇年につくられる住宅法に繋がっていく。また売春が梅毒を広めているという点について、パラン＝デュシャトレという公衆衛生学者の著作を考察する。一方、感染が精神病者を生み出すという想像力は、狂気に冒された人々をその感染から遠ざけるために、精神病院への入院を強制する法の議論へと結びついていく。

第十章では、十九世紀半ばのコレラ流行が、国際衛生会議へと繋がる過程を考察する。ジョルジュ・オスマンの都市改革が病気と暴動という二つの感染対策としてなされたことを考察した後で、国際衛生会議において衛生を他国に強制していく過程について考察する。

第十一章で考察するのは、一九〇二年につくられる公衆衛生法についてである。法案審議においてどのような議論がなされたのかを見ながら、衛生を義務化する審議のなかで連帯の理念が表明されることについて論述し、終章において連帯を分析する。